

議員定数条例等の改正経過

※昭和２２年の地方自治法制定時、法定定数を定め、条例により定数の減少を認めた。（法定定数は人口５万人未満は３０人、５万以上１５万未満は３６人）

昭和５０年１１月選挙時 **３０人**

我孫子市議会議員の定数を減少する条例の制定

昭和５４年 ９月２９日（条例第２８号） **３２人**

我孫子市議会議員の定数を減少する条例の一部改正

平成 ８年１２月２０日（条例第３３号） **３２人→３０人**

平成１１年１１月選挙から適用

※平成１１年の地方自治法改正（地方分権一括法）により、議員定数の法定定数が廃止（条例定数制度の導入）され、議員定数の法定上限が設定された（議員定数部分は平成１５年１月１日施行）。

我孫子市議会議員定数条例の制定（我孫子市議会議員の定数を減少する条例の廃止）

平成１４年 ９月３０日（条例第２１号） **３０人**

我孫子市議会議員定数条例の一部改正

平成１７年 ３月３０日（条例第１６号） **３０人→２８人**

平成１９年１１月選挙から適用

我孫子市議会議員定数条例の一部改正

平成２１年 ３月２４日（条例第１５号） **２８人→２４人**

平成２３年１１月選挙から適用

※平成２３年の地方自治法改正により、議員定数の上限が撤廃された。

【参考】

平成２７年 ９月２５日 ２４人→２２人改正案 **【否決】**

平成３０年 ６月２１日 ２４人→２２人改正案 **【否決】**

地方自治法における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又は
これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による

昭和45年10月1日 49, 240人

昭和50年10月1日 76, 218人